

厚生常任委員会

平成29年3月15日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○小林 誠	中川 靖広
小村 尚己	平川 理恵	濱 眞理子
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	植村 俊彦	健康福祉部長	面卷 昭男
福祉子ども課長	中原 潤	同 課 長 補 佐	上埜 幸弘
長寿福祉課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	羽根田久枝
同 係 長	明石 将樹	健康対策課長	北 典子
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	生活環境部長	乾 善亮
国保医療課長補佐	田口 昌孝	環境対策課長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	浦野 歩美

3. 会議の書記

議会事務局長	黒崎 益範	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午後1時30分）

署名委員 濱委員、小林委員

委員長 全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、濱委員、小林委員のお2人を指名いたします。お2人には、どうぞよろしく申し上げます。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1番目として、付託議案、（1）議案第1号 斑鳩町地域福祉計画推進協議会設置条例についてを議題といたします。

この議案につきましては、（2）の議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてと関連いたしますので、一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、議案第1号 斑鳩町地域福祉計画推進協議会設置条例について、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読します。

（ 議案書朗読 ）

福祉子ども課長 恐れ入りますが、初めに、議案書末尾の条例要旨をごらんいただけますでしょうか。

それでは、本条例の内容について、要旨により説明をさせていただきます。

たいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

この斑鳩町地域福祉計画推進協議会設置条例につきましては、社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画の策定及び推進に当たり、有識者及び関係団体からの意見の聴取を行うため推進協議会を組織し、協議会を運営するための必要な事項を定めるため、本条例を制定するものがあります。

主な制定内容といたしましては、(1)協議会の所掌事務、条例第2条関係であります。本協議会は、①地域福祉計画の策定及び変更に関する事、②地域福祉計画の進捗管理に関する事、③前各号に掲げるもののほか、町長が地域福祉計画の策定に関し必要と認める事項について、調査及び審議するものとしております。

次に、(2)組織、条例第3条関係であります。協議会は、委員10人以内をもって組織します。また、委員の選出区分は、①識見を有する者、②住民関係団体の代表者、③社会福祉関係団体の代表者、④公募による者、⑤前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める者の中から委嘱してまいります。

次に、(3)任期、条例第4条関係であります。委員の任期は3年としております。

次に、(4)庶務、条例第6条関係であります。委員会の庶務は、健康福祉部福祉子ども課が所掌します。

最後に、施行期日であります。平成29年4月1日から施行してまいります。

以上、議案第1号 斑鳩町地域福祉計画推進協議会設置条例についての説明とさせていただきます。委員の皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉子ども課長 恐れ入りますが、初めに、議案書末尾の条例（要旨）をごらんいただけますでしょうか。

それでは、本条例の内容について、要旨により説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

この特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、斑鳩町地域福祉計画の策定に際し、地域福祉計画推進協議会の委員に支払う報酬等を定めるため、所要の改正を行うものであります。

主な制定内容といたしましては、別表において、地域福祉計画推進協議会委員の報酬等に加え、その区分と金額につきまして、報酬は日額5,000円、鉄道賃・船賃・車賃は実費、日当は1日につき3,000円、宿泊料は1夜につき甲地方14,800円、乙地方13,300円としております。

施行期日であります。平成29年4月1日から施行してまいります。

以上、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。委員皆さまには、よろしくご審議賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 (2)の選出区分のところの②の住民関係団体、③の社会福祉関係団体ってありますねんけど、具体的に斑鳩町で言うたらどのような団体あるのか、教えてもらえますか。

委員長 中原福祉子ども課長。

福祉子ども課長 まず、②の住民関係団体の代表者というところで、こちらとして、今、

も課長 想定しているところなんですけれども、まず、民生委員さんの選出を考えているところであります。③番の社会福祉関係団体の代表者といたしましては、高齢部門、障害者部門、児童部門の各関係団体それぞれから代表者を選出することを考えているところでございます。

委員長 ほか、ございませんか。 濱委員。

濱委員 同じくその選出区分ですけれども、公募をされて、公募に応ずる方がなかった場合はこの中からということですが、10人の構成とかいうのは全く同一ですか。決まりがないというか。

福祉子ども課長 ①番から⑤番それぞれで、各この分野ですね、幅広く意見を聴取したいという趣旨がございますので、それぞれの分野で委員の委嘱を考えておりますけれども、それぞれに何名、同じ数っていう、同人数ということは考えておりません。

委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号 斑鳩町地域福祉計画推進協議会設置条例について、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いてお諮りいたします。議案第5号 特別職の職員で非常勤のもの

の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、当委員会として、原案どおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第7号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 西梶長寿福祉課長。

長寿福祉課長 それでは、議案第7号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

長寿福祉課長 それでは、条例本文の一部改正の内容について、ご説明いたします。なお、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただき、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の末尾の要旨をごらんいただけるでしょうか。斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について(要旨)でございます。

地域包括支援センター等に置かれる主任介護支援専門員について、更新制が導入され、更新時における新たな研修が創設されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容であります。

(1) として、主任介護支援専門員の定義の変更、第4条の改正規定であります。主任介護支援専門員は、主任介護支援専門員研修の修了した者であって、当該主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者とする。

(2) として、その他であります。介護保険法及び介護保険法施行規則の改正に伴いまして、同法及び同規則を引用する条項について、整理等を行います。

次に、施行期日であります。公布の日から施行します。

経過措置であります。平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対する主任介護支援専門員更新研修の初回の講習期限については、次の表のとおり経過措置を適用します。平成23年度までに修了した者は平成31年3月31日まで、平成24年度及び平成25年度に修了した者は平成32年3月31日までに更新研修を受講する経過措置を設けております。

以上、議案第7号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただきまして原案どおりご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 濱委員。

濱委員 研修制度が新しくなったというのは、それについては何も、反対でも何もないんですけど、この研修に実際に行かれるのは、職務内っていうか、で行っていただけるんでしょうか。

長寿福祉課長 その場合は、研修の日程等を申し出ていただいて、地域包括支援センター職員のその時間にあわせて、職務の中で行っていただくこととなります。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第9号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 乾生活環境部長。

生活環境 生活環境 部長 それでは、議案第9号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

生活環境 生活環境 部長 本補正予算につきましては、保険基盤安定負担金について交付決定されたことによるものと、共同事業拠出金の確定による補正等をさせていただくもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,735万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ41億1,415万8,000円とするものでございます。

それでは、補正予算書によりまして、説明を申しあげます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。5ページの、初めに、歳入予算の補正についてでございます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費等負担金で、保険基盤安定負担金について交付決定されたことにより26万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第2款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 財政調整交付金で、保険基盤安定負担金について交付決定されたことにより40万円の減額補正をお願いするもので、その内訳は、第1節 医療給付費分普通財政調整交付金で33万3,000円の減額、第2節 後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で10万円の減額、第3節 介護納付金分普通財政調整交付金で3万3,000円の増額となっております。

次に、6ページでございます。

第5款 県支出金、第2項 県補助金、第1目 財政調整交付金で5,617万2,000円の増額補正をお願いするもので、その内訳は、第1節 医療給付費分普通財政調整交付金で7万4,000円の増額、第4節 特別調整交付金では、共同事業交付金と共同事業納付金の差額を調整するため、5,609万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第8款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金では、保険基盤安定負担金について交付決定されたことによる一般会計からの繰入金373万円の増額補正をお願いするもので、その内訳は、第1節 保険基盤安定繰入金の医療給付費分保険基盤安定繰入金で162万6,000円の減額、後期高齢者支援金分保険基盤安定繰入金で39万9,000円の減額、介護納付金分保険基盤安定繰入金で13万3,000円の増額、保険者支援制度分保険基盤安定繰入金で68万7,000円の増額をお願いするものがございます。また、第4節 財政安定化支援事業繰入金では、財政安定化支援事業の交付税措置額の確定に伴い、493万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、7ページでございます。第10款 諸収入 第2項 雑入、第

7目 歳入欠かん補填収入では、本補正予算において歳入額が歳出額を上回ったことによって生じた財源を歳入欠かん補填収入で調整することとしたもので、1,240万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、予算書の10ページでございます。10ページの歳出予算の補正についてでございます。

第7款 共同事業拠出金、第1項 共同事業拠出金、第1目 高額医療費共同事業拠出金、第19節 負担金補助及び交付金で、拠出額の確定により、1,958万6,000円の増額補正を、また、第2項 保険財政共同安定化事業拠出金、第19節 負担金補助及び交付金で、拠出額の確定により、2,776万9,000円の増額補正、合計で4,735万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りをいただきたいと思っております。1ページの予算総則を朗読をさせていただきます。

(予算総則朗読)

生活環境 以上で、議案第9号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計
部長 補正予算(第5号)につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第9号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 議案第11号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 乾生活環境部長。

生活環境 部長 それでは、議案第11号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

生活環境 部長 本補正予算につきましては、保険料収入の増加が見込まれることと、保険基盤安定負担金の交付決定がされたこと等による補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ622万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ3億8,952万6,000円とするものでございます。

それでは、補正予算書により、ご説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。5ページの歳入予算の補正でございます。

第1款 後期高齢者医療保険料、第1項 後期高齢者医療保険料、第1目 特別徴収保険料、第1節 現年度分で837万5,000円の減額補正、第2目 普通徴収保険料、第1節 現年度分で1,627万円の増額補正、第2節 滞納繰越分で106万円の増額補正、合計で1,733万円の増額補正をお願いするものでございます。広域連合が当初見込んでいた保険料よりも増となったためでございます。

次に、第4款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金、第2節 後期高齢者広域連合納付金繰入金で、保険基盤安定負担

金の交付決定がされたことに伴う一般会計からの繰入金として、273万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、6ページでございます。

歳出予算の補正についてでございます。第2款 後期高齢者広域連合納付金、第1項 後期高齢者広域連合納付金、第1目 後期高齢者広域連合納付金、第19節の負担金補助及び交付金で622万5,000円の増額補正をお願いするもので、その内訳は、保険料等負担金で895万5,000円の増、保険基盤安定負担金の交付決定により273万円の減額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りをいただきたいと思っております。1ページの予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

乾生活環境部長 以上で、議案第11号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。濱委員。

濱委員 保険料の徴収増ってということですけども、金額が結構大きいんですけども、この背景というか、経過というか、もう少し詳しく教えて。

生活環境部長 当初予算につきましては、後期高齢の広域連合からこの金額で予算を計上してくださいということで、広域連合で計算された金額を計上させていただいております。

今回、実際に賦課をしてですね、保険料の賦課をして、してみますと、人数も当初よりも85人ほど増となっておりますし、75歳になられて

後期高齢者医療の保険にかわられたときには、当初は普通徴収になりますので、その方の生年月日によって、6か月から1年後にはまた、年金もらっておられたら年金の特別徴収にかわるということがありますので。当初は、75歳になられたときには普通徴収になるということから、そういった要因もあって、普通徴収のほうが増となって、逆に特別徴収のほうが減となったということでございます。

委員長 よろしいですか、ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第11号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)陳情第1号 介護保険制度の見直しに対する陳情書についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。 黒崎議会事務局長。

議会事務局長 それでは、陳情第1号 介護保険制度の見直しに対する陳情書について、ご説明をさせていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

議会事務 2枚目に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては省略を

局長

させていただきます。

陳情の趣旨は、介護保険サービスの削減や利用料の引き上げを実施しないこと、介護家族の負担軽減のための制度改善と施設整備、介護従事者の処遇改善と確保対策の強化、そして、政府の責任での必要な財政措置を求める意見書を提出することを求めるものでございます。以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので、委員会皆様のご意見をお聞きしたいと思います。順番に言うてもらおうかな。小林委員、どうですか。小林委員。

小林委員

すみません、ちょっと認識不足ですので、担当課のほうにちょっと教えていただきたいのがですね、介護職さんの処遇改善ということで、未来への投資を実現する経済対策の関係です、29年度、何かキャリアアップの仕組みを構築して、月額平均1万円相当の改善を平成29年度から実施するというふうに、何か言っていたような気がするんですけども、ちょっと直近の正確な資料がないので、そのあたりどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

委員長

面巻健康福祉部長。

健康福祉
部長

今、小林委員おっしゃいましたとおり、臨時的な措置として、平成29年度に、月額1万円相当、率にして1.14%の報酬の改定を予定されているところでございまして、介護職の処遇改善に国のほうは努められているところでございます。

小林委員

厚生常任委員会、毎年、介護保険が2000年からできて、毎年、毎年、こういう、この陳情が来るたびに、担当委員会のほうで議論させていただいておりますけれども、そして、12月にですね、全く同じような内容で議論させていただいて、そのときには、陳情書をあげてくださいという内容ではなかったのが趣旨採択ということでさせていただきます。

したが、今回は、採択するか、不採択かを決めないとという中でですね、私はやっぱり、今、制度全体の財政負担をですね、構造的に見直していただいて、やっぱり現役世代の負担を相対的に減らしていかなければいけないというふうに考えています。また、これ以上ですね、世代間の公平性をですね、やっぱり不公平を拡大させないためにもですね、サービスの質も量もそのまま、なおかつ利用料もそのままという陳情書に対してはですね、私はやっぱり賛成できないという立場で表明させていただきます。

委員長 次、小村委員。

小村委員 今回の小林委員と同様の意見になるんですが、政府のほうも平成29年にご努力いただくというところもありますし、世代間の公平性も考えたときに、こういうふうにね、なれば、財政的に考えずになればいいんですけども、やっぱり財政の面を考えて、今、いたし方ない判断なのかなというところを考えて、私もこれに賛成することはできないという見解でございます。以上です。

委員長 平川委員。

平川委員 趣旨はすごく理解できるんですけども、これを改めて陳情するとなると、全てこのままっていうのはちょっと難しいかなっていうふうに思います。

委員長 中川委員。

中川委員 この陳情の趣旨でいったら国の介護保険制度っていうのは本当に厳しくなっていくのか、そこら、町のほうで確認できてあったら教えていただきたいと思います。

委員長 面巻健康福祉部長。

健康福祉部長 国等には確認をとっていない状況ですが、今の状態を考えますと、国におかれましては、今後の介護保険制度の運営を、継続的というか、継続可能な形で取り組まれるためには、このようなこともやっていかなければならないという認識で進められているものと私自身は認識しております。

中川委員 せやから、こういう改正を行わないと、その制度自体が破綻に向いていってしまうということですよ。せやから、その陳情者の思いはよくわかるんですが、そういう制度の破綻を考えると、やはりこの制度を保つためにも仕方ないのかなという改正。

せやから、思いはわかるねんけど、不採択という形にしてもらいたいと思います。

委員長 濱委員。

濱委員 まず最初に、ちょっと正直な意見を言いますと、こういった陳情書とかがあがってきたときに、委員会の付託になったということ自身、私はちょっとこの議会としては一歩前進したかなっていうふうに思っております。この委員会で採決されますけれども、委員会に付託されたということで、まず第1歩かなとは思いました。それが最初に感じた意見です。

介護保険は、もう導入されてからも長くなりますけれども、一番最初に導入されたときには、本当に、老後の生活というか、大変になってきた段階で、自分たちが介護保険料を納めて、それでしっかりとした介護が受けられるんだという、夢というか、希望というか、そういったものを一緒に介護保険制度が導入されました。

最初の導入時から、もちろん保険料なども変化していますが、どんどんと制度自身が、私たちが俗に言う改悪というか、改正されるご

とに、サービスが受けにくくなる、そういった方向に向いて今まできたという歴史があります。

毎年のようにそういったことに対してどうにかしてほしいという意見は出ていましたけど、もうその意見がどんどんと高まり、煮詰まってきた段階でこういった陳情書があがってきたっていうのは、突発的なことでなく、今までの歴史を踏まえた上で、本当に生活が大変だという、そういったところにきていると思います。

導入当時の状況から社会情勢もどんどん変わって、介護を受ける方、またその家族の方の状況というものもどんどん変わってきたというのも背景にあると思います。それまで、というか介護保険まででも、親の介護は子どもが面倒見るのが当たり前やという、そういった時代がずっと意識的に続いてきた中で、今度は、子どもの世代の生活基盤であるとか、就労の状況であるとか、もちろん収入の状況っていうのがどんどん変わってきた中で、年をとって、自分たちの力で、介護保険を利用して、より健康的な生活というか、そういったものを送っていきたいという思いはどんどんと強まっていく中で、ここに書かれていますように、さまざまな改正がなされると、今、受けているサービスで、現状維持をしたり、いろいろ進んでくるそういった介護の状況っていうものを、維持をするとか、できるだけ進行を遅くしよう、こういった取り組みをして、その方々はできる限り自分たちで生活がしっかりできるようにという、そういう意識でいらっしゃいます。

しかし、この改正のどれを見ても、この改正の中身っていうのは、介護のサービス自身を削減をせざるを得ない、それは制度だけでなくって、高齢者の方が、その保険料であったり、利用料を負担するという段階で、自分の持っている収入、年金であったりとか、資産であったりっていうところがどんどんと目減りをしていく、そういった中で、これ以上、今の生活をしっかりとしていくっていうのが難しいというところから、こういう悲痛な、陳情というか、要望というものがあがってきていると私は思っています。

先ほど申しましたように、委員会に付託されたということは大変、一

歩前進と思いますが、できればしっかりとした議論の中で、委員会でこれが採択されることを私は望みます。

委員長

よろしいですか。

暫時休憩いたします。

(午後 2 時 0 6 分 休憩)

(午後 2 時 0 7 分 再開)

委員長

再開いたします。

採択・不採択の両方の意見がありますので、ただいまより討論を行いたいと思います。

まず、反対者の意見からお願いします。 小林委員。

小林委員

介護保険制度の見直しに対する陳情に対しまして、反対の意見を述べさせていただきます。

私もですね、ほかの委員さんと同じように、この陳情書に対する陳情者の思いには理解できますが、やはり、2025年には日本人の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上というかつてない、私たちが経験したことのない高齢化社会を迎えます。しかし、2000年から始まった介護保険制度が2025年を見据えた制度設計になっていたかということ、そうではないというふうに思っております。そんな2025年が目前に迫っていますが、やはり世間一般では、まだまだ実感がわかないというのが正直なところではないでしょうか。

国においては、2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制、地域包括ケアシステムの構築が進められております。今、制度全体の財政負担構造をしっかりと見直していただき、現役世代の負担を相対的に減らしていかなければいけない中で、やはりこれ以上世代

間の公平性を、不公平さを拡大させないためにも、サービスの質も量もそのままで利用料はそのままという今回のこの内容の陳情には、私は賛成、賛同できません。

2017年度の国の予算編成を見てみますと、応益負担が鮮明になっていますが、医療、介護、年金の分野でも低所得者へのある一定の軽減強化が図られるように財政措置がなされております。また、介護保険制度のもとでの介護人材の処遇については、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を平成29年度から実施する予定だというふうにも、今、確認をさせていただきました。

陳情者のおっしゃるとおり、まだまだ不十分だという認識は持っておりますけれども、以上の観点から、今回の陳情書には反対をさせていただきます。委員皆様のご賛同を、よろしく願いをいたします。

委員長 次に、賛成の意見。 濱委員。

濱委員 賛成の立場からの意見を申し上げます。

この陳情書にもありますように、大変、介護保険ご利用の方々、高齢者の方々の生活に対する介護保険制度のさまざまな改正が、生活を支える、命を支える、そういったものに対しての大きなマイナス面であるということは明らかであります。

この中にあります、箇条書きであります、生活援助を初めとするサービスの削減や利用料の引き上げを実施しないこと。利用料の引き上げは、直接負担がふえる、その1つです。そして、サービスを削減をする、こういった制度的な削減、そのことによって、日常生活にうまくやっけない、そういったことが明確であります。それは、これまでに改正された数々の改正案から既に介護保険ご利用の方のサービスが低下している、サービスを削減せざるを得ない、こういった状況が今まで続いてまいりました。さらにこれが進むとなると、本当に先が見えない、お年寄りの方が、将来が、不安が増大をする、こういったこともこの中には陳情として大きくあげられていることだと思います。

そして、2つ目の、家族の介護負担が軽減されるよう制度を抜本的に改善し、施設などの整備を早急に行うこと、これは、社会情勢上、昔のように同居でなく、単独でお住まいの高齢者の方もたくさんいらっしゃいます。そういった方々が、家族の介護を受けることが難しい状況、これは、金銭的にも、また、家庭状況または仕事の状況などで一緒に住めないなど、こういったことで単独で、ひとり住まいまたは老夫婦での生活を維持されている、こういった方々の、介護の分野での頼りになるのは、介護保険でございます。このことについて、後退しないように求めるものでございます。

介護従事者の大幅な処遇改善、確保対策の強化を図ること、これはさきに反対意見でも述べられましたが、何年も前に介護従事者に対する賃金の保障などで既に予算措置されて、そういった状況がありました。そのときも、介護の従事者の給料を賃上げをするんだということで導入をされましたけれども、その後も介護従事者の処遇は前には進まず、相変わらずその大変な仕事に従事される方の賃金面または処遇などについては改善をされているとは言いがたいと思います。

そして、この制度はもちろん国の制度でありますので、これを、町であるとか、県であるとかでなく、やはり一番根本的な国の施策としてこの介護保険の財政的な支援、国での考え方の転化、こういったものが一番大切なことであるということで、この4番目の陳情になっていると思います。

高齢者を取り巻く状況は、この介護保険の面だけでなく、先ほども述べました、収入の面であったり、また、支出の面であったり、さまざまな面で生活を圧迫をする、実際に自分が手元に受け取ったお金でどういう生活を送るのかというところでは、大変厳しい状況が今の社会状況でございます。この悲痛な叫びは今回初めて出たのではなく、これまでもずっとたびたびと、陳情または意見書、さまざまな場面で議会、もちろん住民の声として届いていると思います。

今回、この陳情書、この委員会に付託をされて、ここで議論ができたこと、大変よいことだと私は感じております。そして、願わくばこの陳

情書、委員会での採択をして、この意見書、国に対してしっかりと私たちの意見としてあげたいと思います。

よって、皆様方のご賛同を、よろしくお願い申し上げます。

委員長 陳情第1号については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

陳情第1号を採択することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

委員長 挙手少数であります。よって、陳情第1号については、当委員会として賛成少数で不採択すべきものと決しました。

次に、2番目として、継続審査を議題といたします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策 それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言につきまして、前回、2月16日に開催をされました当委員会でお示しをいたしました斑鳩町廃棄物減量等推進審議会の答申をもとに、資料1としてお配りしておりますように、斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言案がまとまりましたので、当委員会にご報告をさせていただきます。

平成28年2月25日に、斑鳩町廃棄物減量等推進審議会に、斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言案につきまして諮問させていただきましたから、計5回の審議を経まして、本年1月27日に答申がされたところであります。

審議会からは、都度、町の考え方や意見を求められておりました。また、5回の審議全てに町長も同席をされ、思いなども伝えていただいておりますので、そうした内容も踏まえまして、審議会では斑鳩町ゼロ・ウェイ

イスト宣言案をつくり上げていただいたことをごさいますて、今回、審議会におきまして答申いただいた宣言案をもって斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言案として議会に上程し、議員の皆様のご理解をいただきたいと考えているところであります。

なお、宣言の内容、宣言の愛称等につきましては、昨年11月18日、本年2月16日の当委員会でご説明させていただきました内容から変更はございませんので、説明のほうは割愛をさせていただきます。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。いいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3番目として、各課報告事項についてを議題といたします。

まず、1番目、(1)議案第8号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、理事者の報告を求めます。 乾生活環境部長。

生活環境 部長 それでは、議案第8号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)につきまして、当委員会所管に係ります内容につきまして、ご説明を申しあげます。

それでは、補正予算書により、説明を申しあげます。

予算書の10ページをお願いいたします。10ページの歳入予算の補正についてでございます。

第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金で、国民健康保険保険基盤安定負担金について交付決定されたこと

により、34万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、11ページでございます。11ページの第15款 県支出金、第1項 県負担金、第2目 民生費県負担金で329万6,000円の減額補正をお願いするもので、その内訳は、国民健康保険保険基盤安定負担金について交付決定されたことにより124万8,000円の減額、後期高齢者医療保険基盤安定負担金について交付決定されたことにより204万8,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、14ページでございます。14ページの歳出予算の補正でございます。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、第28節 繰出金で、国民健康保険基盤安定負担金の交付決定がされたことにより373万円の増額補正をお願いするもので、その内訳は、医療給付費分基盤安定繰出金162万6,000円の減額、後期高齢者支援金分基盤安定繰出金39万9,000円の減額、介護納付金分基盤安定繰出金13万3,000円の増額、保険者支援制度分基盤安定繰出金68万7,000円の増額、国保財政安定化支援事業繰出金493万5,000円の増額となっております。

次に、15ページでございます。

第11目の後期高齢者医療費、第28節 繰出金で、後期高齢者医療保険基盤安定負担金について交付決定されたことにより、273万円の減額補正をお願いするものでございます。

最後に、補正予算書の5ページをお願いします。5ページの第2表の繰越明許費補正では、第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳ネットワーク運用事業で、マイナンバーの発行状況を鑑みて、国の予算の繰り越しが予定されており、実施市町村においても繰り越しが必要であることから、当町におきましても、既に交付決定されている215万1,000円を追加する予算措置をお願いするものでございます。

以上で、議案第8号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）につきまして、当委員会の所管に係る内容につきましての説明とさせて

いただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
よろしいですか。

(な し)

委員長 次に、2番目として、国民健康保険税の低所得者に対する保険税軽減
の拡大について、理事者の報告を求めます。 乾生活環境部長。

生活環境 それでは、国民健康保険税の低所得者に対する保険税軽減の拡大につ
部長 いて、資料2に基づきまして、説明を申し上げます。

低所得者の均等割及び平等割の保険税の5割と2割軽減の所得判定基
準を拡大するというものでございます。

基礎控除に加え控除する額を、物価の伸びを考慮して、平成29年度
から引き上げるというもので、5割軽減では、基礎控除に加え、判定基
準額を、現行26万5,000円としている基準から27万円に拡大を
いたします。同様に、2割軽減では、判定基準額に用いられている48
万円を49万円に引き上げるというもので、平成29年4月1日からの
適用予定となっております。

この軽減の拡大につきましては、斑鳩町国民健康保険税条例の一部改
正が必要となってまいりますが、例年、この地方税法施行令の改正が3
月末に行われております。今回も3月末の改正予定であるということか
ら、本3月議会での追加上程は間に合わないという状況でございます。

従いまして、専決処分での対応を考えておりますので、委員の皆様には
ご理解の程、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、国民健康保険税の低所得者に対する保険税軽減の拡大につい
ての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

平川委員。

平川委員 すみません、ちょっと勉強不足で申しわけないので、教えていただきたいんですが、低所得者っていうのは、定義はどのようなふうになるんでしょうか。

生活環境 一応、国民健康保険税条例の中で基準を設けておりまして、今ここに部長 ありますような、5割軽減、2割軽減というような形で、基準額がこのように定まっておりますので、こういった方が低所得者ということになりますので、この方について、均等割、平等割の軽減をさせていただくということでございます。

委員長 暫時休憩しますか。

(午後2時25分 休憩)

(午後2時25分 休憩)

委員長 再開いたします。
乾生活環境部長。

生活環境 この5割軽減でしたら33万プラス26万5,000円、これが所得部長 になりますので。この方、これよりも低い方ですね、が低所得者、5割軽減になると。2割軽減というのは、33万プラス48万円が所得の方について。

(「被保険者掛けやんなんやん」と呼ぶ者あり)

生活環境 ああ、そうですね、被保険者掛けますけれども、人数掛けるんですけど。部長 そういった方が低所得者になりますので。それぞれ軽減の割合が違いますので、金額も違うということです。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 次に、3番目として、市町村国保の県単位化に関する取組について、理事者の報告を求めます。 乾生活環境部長。

生活環境 部長 それでは、市町村国保の県単位化に関する取り組みにつきまして、資料3に基づきまして、説明をさせていただきます。

なお、この資料につきましては、奈良県の健康福祉部保険指導課が作成をしております、平成29年2月22日に開催をされました奈良県議会の厚生委員会に提出された資料でございます。

また、この内容につきましては、3月1日に開催されました市町村長会議で説明され、国民健康保険運営方針の骨子案の合意が図られております。

本日は、この資料をもちまして、説明を申しあげたいと思います。

それでは、昨年12月議会の開会中の委員会でご報告させていただいた後の取り組みの進捗の説明ということで、よろしく願いをいたします。

まず、1ページでございます。1ページの国民健康保険の県単位化に関する基本理念として、県単位化となるメリット等について記載をいたしております。

左下の枠の中でございますが、県単位化後の国保制度（平成30年度～）のところでございますが、まず、1つ目として、奈良県で1つの国保として国保制度を運営していくということがございます。それから、2つ目としては、安定的・効率的な国保運営のため、県と市町村が連携して、保険者機能を最大限に発揮していくということ、それから、3つ目として、被保険者の保険料負担の公平性を図る観点から、保険料水準の統一化を図るということ、それから、4つ目としては、医療費の適正

化を図る観点から、県と市町村が連携して効果的な医療費適正化対策に取り組むこととしております。

こういった取り組みによりまして、この右側の表のところでございますけれども、枠の中でございますけれども、県単位化により実現すべき効果というところで、①としては、市町村の国保財政の安定化・健全化を図っていくということ、それから、②としては、市町村の国保事務の効率化・負担軽減を図っていくということ、それから、③としては、医療費適正化対策の効果的な取り組みによる医療費支出の適正化を図っていくということ、それから、④としては、被保険者の保険料負担の公平化、健康の保持増進を図っていくこととしております。県単位化とするメリットがわかりにくいというご意見を踏まえての、実現すべき効果として明記をされております。

次に、2ページから4ページにつきましては、前回説明させていただいた内容と変わっておりません。後ほど、国保運営方針の骨子案の中で説明を申しあげたいと思いますので、このページにつきましては、説明は省略させていただきます。

次に、5ページでございます。5ページの5の県単位化に伴う国保事務の共同化、県域での医療費適正化等の方向性でございます。各市町村で行われております国保事務の効率化を図る観点から、県が中心となって共同化・標準化を推進することとし、県域での医療費適正化や健康づくりの取り組みを推進することといたしております。

まず、左の枠内の1の事務の共同化では、現時点の検討案ということでございますけれども、被保険者・医療機関等向けの広報や医療費通知・ジェネリック通知の作成などの共同化を実施、また、柔道整復施術やあんま・はり・きゅう施術などの調査体制の強化と県内一律の基準での保険給付の実施、また、第三者行為求償事務など高度な知識・経験が必要な業務について、業務委託を実施することとしております。また、2の事務の標準化では、出産育児一時金・葬祭費の給付水準の統一などを行うこととしております。

次に、右の枠内のところですが、1つ目の医療費適正化の取り組みでは、

平成25年度に策定された奈良県医療費適正化計画との整合性を図りながら、これも現時点での検討案でございますが、後発医薬品の普及促進、糖尿病性腎症重症化予防対策、特定健診・特定保健指導受診率向上対策などに取り組むこととしております。2の健康づくりの取り組みでは、がん検診受診率の向上対策、健康教室・食生活改善指導等の啓発事業などに取り組むこととしております。

なお、県単位化後も、引き続き県と市町村と連携しながら検討を継続していくということとしております。

次に、6ページでございます。6の国民健康保険運営方針の骨子案でございます。国民健康保険法第82条の2において、国保の安定的な財政運営と各市町村の事業運営の広域化・効率化の推進を図るため、県が国保事業の運営に関する方針を定めることと規定をされています。このことから、運営方針に定める事項は法定事項及び国のガイドラインに定める事項とし、引き続き県と市町村が協議を重ね、平成30年度からの県単位化に関する運営方針を定めることとしております。

その骨子案でございます。下の表になりますが、まず、法定事項であります大項目の1つ目、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しでは、国のガイドラインに定める事項として、具体的記載項目の(1)として、医療費等の動向と将来の見通しでは、中長期的に安定的な国保財政を運営していくために、奈良県医療費適正化計画との整合性を図りながら、県全体の国民健康保険における医療費の動向や市町村ごとの保険料水準及び財政状況の現況など将来の国保財政の見通しを示すとしております。

(2)の財政収支の改善に係る基本的な考え方では、今後、国保財政を安定的に運営していくためには、原則として、必要な支出を保険料や国庫負担金などの公費などで賄うことにより、国保特別会計の収支の均衡を図ることが不可欠であり、一部の市町村で独自に行われている法定外の一般会計繰り入れや前年度繰上充用等については、市町村間の公平性の観点から、それぞれの市町村間において計画的・段階的に解消・削減を図る必要があることなどを示すとしております。

(3) の赤字解消・削減の取り組み、目標年次等では、赤字解消・削減の取り組みについては、市町村ごとの判断により計画的に実施する必要があり、目標年次は激変緩和措置の期間内を目途とすることを示しております。

(4) の財政安定化基金の運用では、保険給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備えて設置した財政安定化基金について、運用ルールの基本的な考え方を示すとしております。

次に、大項目の2番目、納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法ですが、具体的記載項目の(2)の基本的な考え方では、県全体の医療給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金の見込みから国庫負担金などの公費を差し引いて保険料収納必要額を算出し、各市町村に納付金として割り当てることとし、県は、これらの市町村の納付金と公費等を財源として、市町村で必要な医療給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金の全額を負担することになります。また、県は、各市町村が保険料率を決定する際の参考となるよう、市町村ごとに標準保険料率を算定し、市町村に示すとしております。

次に、7ページでございます。

7ページの(3)の納付金の算定方法でございます。医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分については、それぞれ個別に納付金額を算出し、これらを合計して各市町村に納付金として割り当てを行うこととし、算定方法については、各市町村の医療水準を考慮せず、被保険者の所得水準と人数、世帯数に応じ、市町村ごとの標準的な収納率を反映させ、算定することとしております。①の納付金の算定方式は、被保険者の所得総額の応能と被保険者の数・世帯数の応益の3方式とし、介護納付金分は、被保険者の所得総額の応能と被保険者の数の応益の2方式としております。②の応能と応益の割合は50:50とし、応益の被保険者の数と世帯数の割合は35:15としております。③の賦課限度額については、政令に定める賦課限度額と同額としております。④の標準的な収納率の設定では、各市町村の収納率の実態を踏まえて、最近3か年の実収納率の平均値に基づいて市町村ごとに標準的な収納率を設定をす

ることとしております。⑤の県全体で分かち合う公費及び費用として、高額医療費負担金、特別高額医療費共同事業負担金、審査支払手数料とし、今後の検討事項として、出産育児一時金や葬祭費の基準の統一化、保険事業・医療費適正化対策等の県域での実施等について、今後の検討事項としております。

次に、(4)の激変緩和措置でございます。これにつきましては、①の措置の対象につきましては、納付金制度の導入等制度改正に伴う保険料負担の増加分とし、医療費の上昇や法定外一般会計繰入金、繰上充用、財政調整基金の取り崩し、前年度繰越金の解消による増加分は対象外としております。②の措置の期間は、平成30年度から平成35年度の6年間を基本とし、対象額が小額の場合、期間を短縮することを検討するとしております。③の措置の方法は、期間中対象額に一定の逡減割合を乗じて得られる額を対象市町村に交付するとしております。④の措置の財源は、県の繰入金、特例基金とし、必要な財源が確保できない場合は、対象額の減額措置を行うことを検討するとしております。⑤のその他では、市町村の独自財源による激変緩和措置は、激変緩和措置の期間内を目途とし、市町村ごとの判断により実施するとしております。

次に、8ページでございます。

(5)の標準的な保険料(税)の算定方法では、県は、各市町村が保険料率を決定するに当たって参考となるよう、各市町村の納付金額等を踏まえて、市町村ごとの標準保険料率を毎年度示すこととしております。

次に、大項目3の保険料(税)の徴収の適正な実施では、(2)の収納対策として、収納率向上の観点から、各市町村における収納率目標を示し、その目標達成のための収納対策の強化に資する市町村・県の取り組みを示すこととしております。

次に、大項目の4の保険給付の適正な実施、それから5の医療費の適正化の取り組み、6、事務の広域的及び効率的な運営の推進につきましては、先ほど5ページのほうで説明をさせていただいたとおりでございます。

次に、大項目7の保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策と

の連携では、（１）の保健医療サービス・福祉サービス等に係る他の計画との関係では、なら健康長寿基本計画や高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画、保健医療計画等との整合性の確保や連携について示すこととしております。

最後に、大項目８、施策実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等では、（１）の関係市町村間の連絡調整では、県と市町村等との連絡調整を行う事務レベルの会議の開催について示しており、現在の市町村担当課長との検討ワーキンググループの継続を実施することとしております。

（２）のこの運営方針の見直しにつきましては、３年ごとに必要な見直しを行うことを示しております。

以上が、国民健康保険運営方針の素案（骨子案）でございます。

なお、９ページの平成３０年度に向けたスケジュールの進捗につきましては、おおむね、現在のところスケジュールどおり進んでいるという状況でございます。

以上で、現時点での市町村国保の県単位化に関する取り組みの説明とさせていただきます。今後におきましても、また進捗がございましたら当委員会にご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。よろしいですか。ございませんか。

（ な し ）

委員長 次に、（４）子育て世代包括支援センターの整備について、理事者の報告を求めます。北健康対策課長。

健康対策課長 それでは、子育て世代包括支援センターの整備につきまして、ご報告させていただきます。

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠、出産、子育てに係る妊産婦等の不安や負担がふえてきております。

そこで、母子保健施策と子育て支援施策を総合的に提供し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関するワンストップ拠点として、保健センター内に子育て世代包括支援センターを立ち上げ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を強化してまいります。

子育て世代包括支援センターは、10月1日に開設を予定しておりますが、開設に当たりまして、保健センターの事務室等を拡張するための改修工事を予定しております。保健事業を行いながらの改修工事になるため、4月下旬から5月上旬の連休を利用して実施する予定をしております。

以上、子育て世代包括支援センターの整備についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
平川委員。

平川委員 この支援プランの策定っていうのは、個別なプランということですか。それとも、もう少し広い計画っていうことですか。

健康対策 支援プランにつきましては、個別の、ハイリスクでありますとか、そういう方に対しての個別の支援プランということになっております。

平川委員 これまではそういうプランっていうのはつくっていなかったものを新たにここでそういうことをしていくっていうことですか。

健康対策 従来から関係機関との連絡はしていましたが、こういったきちんとした支援プランという形のもの、来年度から実施していく予定になっております。

平川委員 想定されるのは、これから生まれてくる子どもなのでちょっとわからないと思うんですけど、現状とか、ここ数年の動向を見て、大体年間何人ぐらいになるかなってというのは。

健康対策課長 今年度12月末で母子手帳の交付を行っております中で見ましても、若年のお母さんでありますとか、高齢の初産婦さんでありますとか、多胎児、双子、三つ子の、そういった方に対してということでありますとか、何か病気を持っておられる方とかっていうふうな妊婦さんを、現状見ていると、大体3割程度でそういった方が人数的にあがってくるかなというふうに思っております。

委員長 ほか、ございませんか。 濱委員。

濱委員 人員的にはどのようにお考えなんでしょうか。

健康対策課長 来年度、新規採用の助産師を採用する予定をしております、その助産師中心に、保健センターの保健師等と連携とりながらやっていきたいと思っております。

委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 次に、5番目として、(5)斑鳩町健康寿命延伸計画及び第2期斑鳩町食育推進計画について、理事者の報告を求めます。 北健康対策課長。

健康対策課長 それでは、斑鳩町健康寿命延伸計画及び第2期斑鳩町食育推進計画につきまして、ご報告させていただきます。

この2つの計画(案)につきましては、2月の本委員会においてご報

告させていただいたところです。

平成29年1月4日から13日にはパブリックコメントを実施するとともに、2月には健康づくり推進協議会を開催し、委員の皆様にも意見をいただきながら計画の策定を進めてまいりました。

このたび、計画がまとまりましたので、資料5-1として斑鳩町健康寿命延伸計画、資料5-2として第2期斑鳩町食育推進計画をご提出させていただきます。

なお、計画の内容等につきましては、12月にご報告させていただきましたものから変更はございませんので、計画内容の説明につきましては割愛させていただきます。

以上、斑鳩町健康寿命延伸計画及び第2期斑鳩町食育推進計画についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、ご意見、質疑あれば、お受けいたします。よろしいですか。

(な し)

委員長

次に、6番目として、(6)斑鳩町立保育園園歌について、理事者の報告を求めます。 中原福祉子ども課長。

福祉子ども課長

それでは、各課報告事項(6)斑鳩町立保育園園歌について、ご報告申しあげます。

資料6のほう、お願いいたします。

資料6、斑鳩町立保育園園歌についてをもとに、園歌の概要についてご説明をさせていただき、その後、園歌をこの場で聞いていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申しあげます。

資料には、今回制作いたしましたたつた保育園、あわ保育園の園歌の歌詞を載せさせていただいております。この園歌は、町立保育園に通う子どもたちが、斑鳩町や各園に対する愛着を深めるとともに、町制70

周年を記念し、制作したものでございます。作詞は、平成28年の8月の委員会で報告をさせていただきましたとおり、各園の保護者にアンケートを実施し、そのアンケートで集まったワードを使用し、各園の保育士が行いました。たつた保育園とあわ保育園とは異なる歌詞ではありませんけれども、同じ曲でございます。また、作曲につきましては、斑鳩町の音楽グループ奏Wa、今回の園歌制作の代表は後藤雅子さまに制作をいただいたところでございます。

それでは、作成いたしました園歌をお聞きいただきたいと思っておりますので、今しばらく、準備、お待ちいただけますでしょうか。

それでは、お聞きください。

(両保育園園歌再生)

福祉子ども課長 今、お聞きいただきましたのが、今回制作いたしました斑鳩町立保育所の園歌でございます。

なお、お披露目は、平成29年4月4日に開催いたします入園式を予定しております。現在、4才児を中心に園歌の練習を進めているところでございます。

以上、斑鳩町立保育園園歌についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。中川委員。

中川委員 作詞にたつた保育園、あわ保育園のところ、何でたつた、たつた、たつた、あわ、あわ、あわってなってんの。

委員長 面巻健康福祉部長。

健康福祉部長 曲をつくる、曲を入れる段階におきまして、そういった繰り返しのほうがいいのではないかという助言をいただきまして、たつた、たつた、

たつた保育園、あわ、あわ、あわ保育園というような形で、歌としてそのほうがまとまるのではないかということで、そういうふうにさせていただいたところでございます。

中川委員 それをそのまま、この詞を変えやんでもええの。小さい子どもって、やっぱり1つしか書いていないところ3回歌うの、間違えへんのかな思っ
て。

健康福祉 ご指摘をいただくとおり、小さい子どもさんには、ひらがなであった
部長 り、そういった形で、そしてまた、そういった繰り返しのところであつ
たりも十分踏まえた上で、そういった譜面であつたり、歌詞であつたり
というのは指導していこうかなと思っております。

委員長 いいですか。ほか、ないですか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

ほかに理事者側から報告しておくことはございませんか。ないです。

(な し)

委員長 次に、4番目として、その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 小林委員。

小林委員 地域包括について、ちょっとお聞かせいただきたいんですけども、先ほど各課報告事項で、子育て世代支援センターの整備についてということで、整備されるのなら、それに合わせて、地域包括のほうの整備というかですね、総合事業も始まりますし、横の社協さん見ていたら広い

けれども、地域包括さん見ていたら狭いという中でですね、それで、総合事業始まって、すぐに4月1日からどうこうって影響はないと思うんですけれども、整備するのか、それと半年後、1年後にはどういう業務量というかですね、大変だなとは思いますが、それにあわせてどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

委員長 面巻健康福祉部長。

健康福祉部長 現在の地域包括支援センターにつきましては、当分の間、今のところで、今の場所、今の規模で実施させていただきたいと思います。ただ、総合事業が始まりますので、また新たに職員のほうも入ってくることもなりますので、そのあたりにつきましては、運営につきましてはしっかりとやってまいりますけれども、現時点ではそのままの状態を進めさせていただきたいかなというふうに考えているところでございます。以上です。

委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。ないですね。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他についても終わります。

それでは、継続審査案件について、お諮りいたします。

お手元に配布しております、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただくよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時59分 閉会)